薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品 改正する件 新旧対照表 (平 成

(傍線の部分は改正部分)

十九年厚生労働省告示第六十九号)

十二 トラネキサム酸。ただし、しみ(肝斑に限る。)改善薬に	六~十一(略)	(ジクロルボス五%以下を含有するものを除く。) に限る。	五 ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤	一~四(略)	別表第一	口~ホ (略)	又は劇薬を除く。)	身体に直接使用されることのないもの(第一類医薬品及び毒薬	除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の	イ 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防	二 第二類医薬品	改正案
(新設)	五~十 (略)		(新設)	一~四(略)	別表第一	口~ホ (略)		身体に直接使用されることのないもの(毒薬又は劇薬を除く。	除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の	イ 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防	二 第二類医薬品	現

無機薬品及び有機薬品 別表第三 限る。 百九十 十六 百五十一~百八十九 (略) 百五十二コチン。ただし、 二百十六~二百五十一 二百十五 百九十一~二百十四 十七~二十一 十四·十五 十三 ニコチン。ただし、貼付剤に限る。 一~百四十九 (略) ミコナゾー フラボキサート ミコナゾール。 (略) ル。 ただし、 (略) ただし、 貼付剤を除く。 膣剤に限る。 膣剤を除く。 無機薬品及び有機薬品 別表第三 百五十 二百十五~二百五十 二百十四 百九十~二百十三 百五十一~百八十九 十三~十七 + -+ -+ -(新設) 一~百四十九 (新設) (新設) ニコチン ミコナゾール (略) (略) (略) (略)